主

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人及び弁護人平林庄太郎の上告趣意は、末尾添付の書面記載のとおりである。 被告人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人平林庄太郎の上告趣意は、憲法三一条違反を主張しているけれども、その 実質は単なる訴訟法の違反を主張するに過ぎないので採用することができない(原 判決に「資料」とあるのは「証拠」と同一の趣旨に解すべきであつて原判決には所 論の違法はない)。

なお、論旨中には憲法三七条違反の主張もあるけれども、原審で所論検証及び証人尋問の決定がなされた公判期日には、被告人並びに弁護人が出頭していたので右検証及び証人尋問の行われる日時、場所等は被告人並びに弁護人に判つていたのに拘らず同人等はこれに立会わなかつたに過ぎないのであるから、かゝる場合には被告人の前記憲法上の権利保護に充分な機会を与えたものということができることは、昭和二五年(あ)六四一号同二七年二月六日言渡当裁判所大法廷判決の趣旨に徴し明らかである。それ故論旨は採用できない。

よつて、刑訴四〇八条一八一条に従い、裁判官全員の一致した意見で主文のとお り判決する。

昭和二八年八月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎